

2020年3月17日

ジブラルタ生命保険株式会社

新型コロナウイルス感染拡大に伴う「特別な取り扱い」について

新型コロナウイルス感染症に罹患されたみなさま、新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けられたみなさまに心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、このたびの新型コロナウイルス感染症に罹患されたみなさま、新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けられたみなさまに対しまして、下記のとおり特別な取り扱いを実施いたします。

また、みなさまからのお問い合わせにつきましては、通常のお問い合わせ番号に加え、新型コロナウイルス感染拡大に伴い専用の窓口を設置いたしましたので、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

＜新型コロナウイルス感染拡大に伴うお客さま専用ダイヤル＞

コールセンター 0120 - 65 - 2269 ※通話料無料

平日 9時～18時 土曜 9時～17時 (日曜・祝日、12/31～1/3を除く)

主な特別な取扱いは以下のとおりです。詳しくは専用フリーダイヤルにお問い合わせください。

手続き内容	「特別な取り扱い」の内容
ご契約を失効させない お取り扱い	お申し出により保険料のお払い込みを猶予する期間を最長 6 ヶ月延長する取り扱いを実施しております。(2020年9月末まで) なお、2020年10月1日以降、ご契約の継続をご希望される場合、2020年9月30日までにこの間の保険料をお払い込みいただく必要がございます 更新日が到来する契約で、更新のお手続きが期限内にできなかった場合、お申し出によりお手続き期限を最長 6 ヶ月延長する取り扱いを実施しております。(2020年9月末まで)
入院給付金等のお支払い	次の場合についても、医師の証明書等に基づきお支払対象とします。 ①病院事情により早期(強制)退院をし、臨時施設等で医師の治療を受けた場合 ②病院事情により入院出来ず、臨時施設等で医師の治療を受けた場合
死亡保険金等のお支払い	ご請求に必要な書類の一部を省略するお取り扱いを行っております。弊社にご請求をお申し出の際に、必要書類をお問い合わせください。